

I 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年 10 月施行）

1 趣 旨

- 木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

2 内 容

(1) 国の責務

- 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。
- また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(2) 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(3) 基本方針の策定

- 農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

(4) 都道府県及び市町村における方針の策定

- 都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

(5) 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

(6) 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

- 国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

II 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月策定）

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
- 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- 木造化を促進する対象としない施設の例（災害応急対策活動に必要な施設等）
- 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進

3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。
- 高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める。等

4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制 等

5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
- 合法木材の供給・利用の促進

6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 市町村方針を作成する場合には、この基本方針（当該市町村の区域をその区域に含む都道府県方針を含む）に即し、地域の実情及び関係者の役割分担等も踏まえて、区域内の公共建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述する。 等